

規制の事前評価書

1 規制の名称

年少射撃資格者の年齢要件の緩和

2 担当部局

警察庁生活安全局保安課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成26年9月

(2) 分析対象期間

平成25年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）は、危害予防の観点から、空気銃については、原則として18歳以上の者でなければ、所持許可を受けることができないこととしているが、政令で定める運動競技会における空気銃射撃競技については、年少者の参加の途を開くため、その選手又は候補者として推薦された者等で一定の資格の認定を受けた14歳以上18歳未満の年少者が、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することができる年少射撃資格認定制度（注1）を設けている（第3条第1項第4号の6及び第9条の13）。

他方、銃刀法の規制の対象となっていないビームライフル銃を用いた射撃競技においては、小学校3年生（8歳又は9歳）の選手が全国大会に出場することもあり、オリンピック競技大会等における射撃競技の競技力強化の観点からは、選手の技能等に応じてビームライフル銃射撃競技から空気銃射撃競技への柔軟な移行を可能とする必要があるところ、現行の年少射撃資格認定制度では、下限年齢を14歳としているため、同年齢に達しなければ空気銃射撃競技に移行することができない状況にある。諸外国では、空気銃の所持の下限年齢について、12歳としている国（カナダ及びオーストラリア）、10歳としている国（ドイツ）、特段の定めがない国（イギリス、フランス、中国及び韓国）等があるところ（注2）、射撃競技団体からは、こうした諸外国の練習環境の水準に達するために、可能な限り早期から空気銃を用いた練習を行うことが可能となるよう要望されている。

銃刀法は、年少射撃資格者に対して、空気銃の所持態様の制限、年少射撃資格認定証の携帯・提示義務及び年少射撃資格認定証が失効した場合の返納義務を課している

ほか、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示処分、取消処分、報告徴収及び受診命令を行うことができることとしており、このような危害予防に配慮した制度とした結果、平成20年の制度創設以来、特段の事故は発生していない。したがって、これらの制度の内容を理解し、それに従った行動ができる年少者であれば、危害予防上問題はなく、年少射撃資格認定制度の対象として認めることに合理性がある。

この点、文部科学省の報告書「子どもの徳育の充実に向けた在り方について(報告)」(平成21年9月11日子どもの徳育に関する懇談会)によれば、小学校高学年(10歳以上12歳以下)の時期について、「集団の規則を理解して、集団活動に主体的に関与したり、遊びなどでは自分たちで決まりを作り、ルールを守るようになる」とされており、14歳未満の者であっても、小学校の高学年となる10歳以上の年少者であれば、銃刀法上の年少射撃資格者に対する義務を理解し、射撃指導員の監督に従った行動をとることが期待できると考えられる。

また、年少射撃資格認定制度の対象の上限年齢に関しては、当該空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者が当該空気銃射撃競技参加を目前として18歳の誕生日を迎えた場合には、年少射撃資格の認定が失効するため、これまで使用していた射撃指導員が所持許可を受けている指導用の空気銃を使うことができなくなり、また、新たな空気銃の所持許可を受けたとしても、不慣れな空気銃での大会参加を余儀なくされるなどの不都合が指摘されており、射撃競技団体からは、年少射撃資格認定制度の上限年齢を1年引き上げてほしい旨要望されている。

この点、銃刀法は、18歳以上の者については、射撃競技のために空気銃が必要となるのであれば、自ら保管管理をすることを前提に所持の許可を受けることを原則としており、年少射撃資格認定制度による例外的な所持については合理的な範囲にとどめる必要があるが、1年程度の移行期間があれば新たな空気銃の扱いに習熟することが期待できると考えられる。

(注1)平成25年12月末日時点での年少射撃資格者の総数は260人である。

(注2)公益社団法人日本ライフル射撃協会の調査によれば、フランスの2013年のエコールドティア・フランス選手権では、11歳未満を対象とした空気銃(エアライフル)射撃競技に参加した選手は251人、空気銃(エアピストル)射撃競技に参加した選手は84人、11歳以上12歳以下を対象とした空気銃(エアライフル)射撃競技に参加した選手は254人、空気銃(エアピストル)射撃競技に参加した選手は164人、13歳以上14歳以下を対象とした空気銃(エアライフル)射撃競技に参加した選手は346人、空気銃(エアピストル)射撃競技に参加した選手は402人である。

(2) 規制の内容

年少射撃資格者の下限年齢を10歳に引き下げるとともに、年少射撃資格の失効する年齢を19歳に引き上げることとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の銃刀法第9条の13(年少射撃資格の認定)及び第9条の15(年少射撃資格の認

定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

6 想定される代替案

- (1) 年少射撃資格者の下限年齢を撤廃する。
- (2) 年少射撃資格者の上限年齢を撤廃し、年少射撃資格認定制度を射撃資格認定制度とする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、新たに10歳から13歳まで及び18歳の年少射撃資格者に、空気銃の所持態様の制限、年少射撃資格認定証の携帯・提示義務及び年少射撃資格認定証が失効した場合の返納義務が課されることとなるほか、当該年少射撃資格者が指示処分、取消処分、報告徴収及び受診命令といった同法における行政処分の対象となるが、年少射撃資格の認定等に要する一定の手数料（認定の申請に対する審査9,600円、認定のための講習会9,700円等）を除いて、特段の遵守費用は生じない。

代替案(1)については、13歳以下の年少射撃資格者に新たに改正案と同様の銃刀法上の法的義務が課されることとなるが、一定の手数料を除いて、特段の遵守費用は生じない。

代替案(2)については、18歳以上の射撃資格認定制度の対象者に新たに改正案と同様の銃刀法上の法的義務が課されることとなるが、一定の手数料を除いて、特段の遵守費用は生じない。

(2) 行政費用

改正案については、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に10歳から13歳までの者に対する年少射撃資格の認定に係る事務等が発生するが、既存の事務と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案(1)についても、公安委員会に13歳以下の者に対する年少射撃資格の認定に係る事務等が発生するが、既存の事務と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案(2)については、公安委員会に18歳以上の者に対する射撃資格の認定に係る事務等が発生するが、既存の事務と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、新たな社会的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、年少射撃資格者の下限年齢を10歳に引き下げることとなるため、高い射撃技術を有する10歳以上の者が早期から空気銃を用いた練習を行うことが可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できる。また、年少射撃資格の認定が失効する年齢を19歳に引き上げることとなるため、18歳になった者も、それまで練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用できることとなる。

代替案(1)については、年少者射撃資格者の下限年齢を撤廃することにより、高い射撃技術を有する年少者が早期から空気銃を用いた練習を行うことが可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できる一方で、10歳に満たない者を年少射撃資格認定制度の対象とすることについては、銃刀法上の年少射撃資格者に対する義務の内容を理解できず、又は射撃指導員の監督に従った行動をとることができないおそれが認められることから、危害予防の観点から適切ではない。

代替案(2)については、年少射撃資格者の上限年齢を撤廃することにより、18歳になった者もそれまで練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用できることとなる一方で、年少射撃資格から空気銃の所持の許可への円滑な移行に必要な1年を超えて、広く19歳以上の者を対象として、空気銃について所持許可制度とは別に射撃資格認定制度を設けることは、危害予防の観点から、危険物である銃砲の所持は限定された用途に応じて必要な最小限度でのみ認めることとしている銃刀法の趣旨に反することとなることから、適切ではない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、新たな費用については、10歳から13歳まで及び18歳の年少射撃資格者には銃刀法上の法的義務が課されるとともに、一定の手数料が必要となるのに対し、便益の点では、高い射撃技術を有する年少者が早期から空気銃を用いた練習を行うことが可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できるため、一定の負担があったとしても早期から射撃練習を行おうとする年少者にとっては、費用以上の便益があるものと評価することができる。

さらに、改正案と代替案を比較すると、費用の点では、いずれもほとんど差がないのに対し、便益の点では、代替案の(1)及び(2)には共に上記のような問題点がある。

したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

「銃砲規制の在り方に関する有識者ヒアリング実施結果」（平成26年10月警察庁生活安全局）において、子供の神経系の発達の著しいときに基本的なスキルを身につけることが重要であり、早い段階から長期的にトップアスリートまで育成するという長期競技者育成理論が世界では一般的である旨や、子供の成長には個人差があるが、小学校5年生（10歳～11歳）になると、ほとんどの子供が善悪の判断ができるようになり、自らの行動を制御する能力についても、中学生と大差ない能力が身に付いていると言える旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況等を勘案し、本規制によってもなお危害予防上の問題が生じるに至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。